

昭和六十一年八月二十日 印刷
昭和六十一年八月三十日 発行

八幡大学論集

第37卷 第1・2合併号 (通巻 第94号)

1986年8月

本田
司
教授還暦記念号

八幡大学法経学会

謹
ん
で

本
田

司
教
授
に
捧
げ
る

執
筆
者
一
同

八幡大学法経学会規約

第一条

(名称) 本会は八幡大学法経学会と称する

第二条

(事務所) 本会の事務所は八幡大学内に置く

第三条

(目的) 本会は学術の研究および調査を目的とする

第四条

(事業) 本会は前条の目的を達成するため左の事業を行なう

一、研究機関誌およびその他の出版物の刊行

第五条

二、学術調査の実施

三、その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第六条

(組織) 本会は左の会員をもって組織する

一、正会員 1 本学の教授、助教授、講師、助手

二、学生会員 2 前号以外の本学の教職員であつて入会を認められたもの

三、普通会員 本学関係者および本学卒業生であつて本会に入会したもの

四、賛助会員 本会の趣旨に賛同するものうち委員会において適当と認め

第七条

(会費) 会員は左の会費を醸出するものとする

一、正会員 年額金六千円

二、学生会員 年額金三千五百円

三、普通会員 年額金七千円

四、賛助会員 年額金一万円以上

第八条

(役員) 本会に左の役員を置く

一、名誉会長 本学学長を推す

二、会長 本学学部長を推す

三、委員 六名

正会員中よりその互選によつて決する

会計委員 二名

正会員中よりその互選によつて決する

若干名 会長の指名とする

第九条

(幹事) 本会の事務を統括する

一、幹事 本会の事務を統括する

第十条

(幹事の任期) 幹事は会長および委員の命を受け本会の事務を処理する

第十一条

(役員の任期) 役員の任期は一年とする。ただし重任を妨げない

第十二条

(会計年度) 本会の会計年度は毎年四月一日にはじまり翌年三月三十一日に終る

第十三条

(規約の改正) 本規約の改正は正会員の会議を経てこれを行なう

附則

(施行期日) 本規約は昭和三十年七月一日から施行する

改正

昭和五十九年四月(六条一)、昭和五十二年四月(五条、六条)

禁 転 載

昭和六十一年八月二十日 印刷
昭和六十一年八月三十日 発行

【非品売】

発行人 倉 崎 繁

編集人 松 前 真 介

印刷人 藤 目 義 武

印刷所 北九州市八幡東区西本町二丁目
太平印刷株式会社

北九州市八幡東区枝光五丁目
九番一号

発行所 八幡大学法経学会

頒布所 八幡大学付属図書館

目次

献呈のことば……………法経学会会長 倉崎 繁

說

廣協西……銀行業への応用にむけて——規制の経済学

「記号消費論」と使用価値……………宮

訳

梁 希哲『清世宗の吏治思想についての試論』(一)……………和田 正

チヨンスーシー『中国の外国貿易』
(三)……………山下睦男……………114

料

パーソナルコンピュータによる音声データ収集について……岩元啓也……97

国連国際商取引法委員会の国際動産売買条約

——アメリカ・コモンローの立場から——……………梶

商行為法各論……………後藤

「刑罰諮問委員会報告」略述（その二）……………湯川洋…51

翻
訳

八幡大学論集 三七―一、二合併号（一九八六・八）

清世宗の吏治思想についての試論（一）

梁 希 哲 著

和田 正 広 訳

（本学助教授）

〔訳者解題〕

雍正時代史に関する研究は、日本では従来、京都大学文学部東洋史研究室を中心に精力的な進展がみられた。^① それらは、養廉銀の創設より硃批や人物像など多岐に亘るが、中国史上、独裁権力を最も有効に行使し得た専制君主の一人として政治に精励した世宗・雍正帝の官僚操縦術の具体像とみることもできる。訳者は、これまで、現代中国における「才・徳（守）」を標準とした官僚評定の在り方が、基本的には前近代官僚制下のそれと変わらないことに注目し、伝統中国の官僚考課の在り方や腐敗の諸要因を追求してきた。^②

ここに訳出（全訳）紹介する梁希哲氏の論文は、正しく官僚統治に情熱を傾注した帝の政治思想の所在を、官僚の任免・考課、治績及びその役割に対する認識等を含む吏治の実態に照らして概括した興味ある観点を提示している。梁希哲論文は、中華人民共和国・吉林省の吉林大学『史学集刊』一九八三年、第三期に収載された。訳出にあたっては、原文の引用史料も口語訳し、引用記号である“”は、“”に改めた。原文の著書を

示す《》は、『』に改めた。又、原註「」は（）に改め、訳者の註記は○で示した。なお、本文中の「」内は、訳者が補足した部分である。

(和田 正広)

〔はじめに〕

明朝の滅亡と、「官僚の守るべき礼法がすたれ、吏治が悪質化した」^{〔1〕}のとは切り離しては考えられない。清朝前期の統治者は、こうした教訓を肝に銘じ、程度の差こそあれ吏治を粛清した。その中、最も成果を上げ、且つ影響を与えたのは、世宗〔雍正帝〕の吏治改革であった。

乾隆・嘉慶時代の歴史家章学誠は、次のように述べた。「憲皇帝〔世宗〕が吏治を清浄化し、賄賂を絶ち、官僚の風紀を振粛し、貪官汚吏を懲罰したのは、時代の勢いでもあった」^{〔2〕}と。章学誠の雍正帝の吏治改革に対する評価は、褒めすぎの感を免れないが、確かに当たっている面もある。雍正帝は在位十三年の間に、現象と実態とを区別して観察し、統治の効果を上げようとし、最初に官僚や紳士の風紀を厳しく改めようと大変努力した。はばかりことなく雍正帝の吏治思想を深く掘りさげて分析し、雍正年間の政治と世宗とに評価を下すことは、重要な意義をもつ。

〔一〕国家統治上に必須の重要性をもつ吏治と人材起用の権

所謂の吏治とは、官僚を養成し、任命し、考課することから、官僚の政績及び官僚の役割に対する認識等を含むものである。世宗は国を創業した君主ではないが、彼は国家統治のために吏治を施政の第一位に置いていた。

それは、「国土が広く行政が複雑なために、君主が一人で実務を処理することは断じて不可能であり、必然的に内外官僚の一致協力に頼らねばならないからである。」³⁾このため、「君主の最重要課題は人材の起用にあった。」⁴⁾しかしながら、康熙末年の鬱積した「政治・社会の」弊害は、吏治がすたれ、人材が不足していた点に起因していた。これは、世宗即位後の緊急に解決すべき重要課題であった。世宗は、吏治と民生とに気を配り、相互連関的に対処した。吏治を肅清しないと、国家の統治は保証されなかったのである。

「治人」は又「治法」でもあるとの主張は、所謂封建時代の儒家と法家との政治思想の方面における重大な岐路を意味していた。両者は封建統治思想であり、一方は徳によって治め、他方は法によって治めるものではあるが、明確には重心を一方だけにおくわけにはゆかないものである。世宗は、「治人有りて治法なし」と主張している。これは、彼の官僚の役割に対する認識であり、人的要素が至って重要なことを説いたものである。彼の「統治は人的資質に関わるといふ」「治人」思想は、古くから継承されてきたものであり、更に重要なことは、社会的実践に基づく認識であるという点である。例えば、当時民間では、大抵肥沃な土地には葉タバコを栽培して莫大な利益を図ろうとしていた。「世宗は」「朕は農業の荒廃を憂える。よって地方官に下達して説得せしめ、農業を奨励させた。朕の言うところは極めて明確ではあるが、強制的に一回の命令で転作させようとするものではない。というのは、聞くところでは、「官僚の中には」すでに植え付けた烟草を抜き去せようとする者がいるからである。既に穀物を植えることが出来ない状態なのに、植えたタバコを復た引き抜くということは、農業と商業的農業とを同時にダメにする結果となるではないか？」⁶⁾と。又、地方に社倉を建てて凶作に備えさせたが、この時も世宗は何回も示達を行い、あせることなく人民の自主性を重んじて、法規で強制すべきではないと

した。湖広総督楊宗仁は、「現実の把握が甘かったために急ぎすぎて失敗した。〔楊は〕各州県に示達して、税糧の銀一両について社倉に穀物一石を納入させ、州県官の貯蔵穀物の多少に応じて成績を評定した。しかるに近ごろ聞くとくところでは、湖広の穀物一石の値段は銀四〇五錢上下の間にある。これでは税糧の銀一両〔につき社倉に穀物一石を収める際の穀一石とは、正しく税糧一両〕の外に徴収する銀四〇五錢、〔つまり五割〕の法外な附加税に異ならないではないか」と。前者は、実際に根拠をおかない教条的やり方であり、後者は、古来の伝統に通じてはいるが、現実には巧く対処できず又利欲に惑わされている。両者は、ともに官にその人を得ず、人がその職を尽さない例である。人を得て政治に当れば、実際にうまくいかないことはない。その人を得ないと、法規が十分備っていても弊害は免れがたい。この外、総督・巡撫の大官は、一省の政治に全責任を負い、「一省の軍事権を掌握するが、もし名譽と節操を願わず、飽くなき搾取に邁進するならば、たとえ法令があっても機能しないことにならないであろうか？」と。それ故に世宗は、彼ら総督・巡撫に対して、「爾ら督・撫は一省の全権を掌握しており、小役人と比較される存在ではないゆえ、その生殺与奪の権は法令でも拘束できないほどである。ましてや従来より治める人はあっても、治める法はないのだ。朕は、ただ爾らに一任するから宜しく頼むと言うほかはないのだ」と。⁽⁹⁾

「長年月の間に法規がゆるむこと」と「法規が固定化して現実には合わなくなつて弊害が生ずること」とは、當時にあっては避けられないことであつた。これが、世宗がたえず「治人」を強調した思想的原因であつた。世宗は、「およそ立法・行政は年月がたてば弊害の出ないものはない」と考へていた。⁽¹⁰⁾当然この認識は、當時にあっては相当に深刻であるべきことを物語っていた。雍正年間に耗羨提解と養廉銀〔の制度〕を実施したことは、吏

治を肅清して貪官汚吏の収賄を杜絶するための重大な改革であった。世宗が一面において、その評価の高い「実態に即してやる巧い政策を断行した」^⑪点は、便宜的で合格点とみなすことができるが、彼が又不確実性の現われる局面まで計算に入れていたことは、「朕は其の制度に将来弊害が現われな^⑫いと言^⑬い切る自信はない」と述べていることからわかる。彼は、万世の良法を創立したことで安心することなく、他の専制君主と比較しながら全てに亘って更に高い政策を採り入れようとしていた。

彼は、「治人」を強調したが、同時に「治法」を否認したわけではない。世宗は次のように考えていた。「文・武に亘る政治は、やり方次第である。適材を得れば政治の成果は上る。朕は思うに、治める人があれば、とりも直さず治める法があり、法も時宜にうまく適応するものである。例えば、人が病氣になっても症状に応じて投薬すれば病氣は治るようなものである」^⑬。治める法が有るということを承認する前提は、治める人が有るということである。つまり、法はただに時宜にうまく適応するものがあるのみではなしに、又人に因^⑭ってうまく適応するものである。これが、即ち世宗の主張する「治人」思想の全ての内容である。その内実は、儒家と法家との合流であり、王道・霸道の混合であって、これこそが封建君主の伝統的な統治策であった。「要するに〔天子が〕政治を委任する際には、人材を獲得することが課題である。人材が得られれば、場所に^⑮応じてうまく適応でき、その時々に応じて教化を行える。もし人材が得られなければ、〔その者が〕たとえ奇策を弄しても聞えがよいだけであり、何の取柄があるのか？」^⑮

〔明の太祖〕朱元璋は丞相制度を廃止して、封建専制主義の中央集権制度を新たな段階に進展させたが、そうした段階の到達した頂点が、清の世宗による人材の起用を重視した政策であった。そして、乾隆帝はそれを踏襲

しただけに過ぎない。清朝入関以来、封建集権政治の特色を強烈に表現し、又それを貫徹し得たのは世宗以外にはないと言える。世宗は、漢の宣帝が名目と實際とをよく調べたこと、後漢の光武帝が吏治を重視したこと、唐の太宗が壁に州県官の姓名を書きつけて朝夕ながめながら吟味したことなどをあげて、古代の賢明な君主が人材の起用策を軽視しなかった証拠と考えていた。「世宗は次のように述べた。」「今、もし官僚の選考権を大臣に任せたらば、大臣は自信をもってこの任を引受けるであらうか。えこひいきをする傾向のある者は、一日でもこの重い任務に当ることが出来ないの言うまでもないが、又公正な人であっても、人材の起用と罷免の際には怨まれたり禍根を作ることになるのだ」と。⁽¹⁵⁾

「国家は官を設けて職務を分ち、各級官僚に職権を分有させるが、それらの権力を統合して決裁するのは一人である。」⁽¹⁶⁾要するに、雍正朝の人事行政においては、権勢をたのむ者はいなかったが、君―臣の節義に忠実な人はいた。「だが、そうした忠実な官僚も」決して王安石や張居正ほどの影響力と能力をもつ大政治家ではなかったが、そのことは歴史的な偶然によるものでは決していない。北宋・南宋以後、君主専制の中央集権制度は高度に発展したが、とりわけ明・清では皇帝権力が異常に強化され、人々の思想を窒息させ、又人々の才能と知恵をも扼殺した。官界では人々がただダンマリを決めこみ、人の後について行くだけが取柄というのが、この時代の政治生活の特色となった。なるほど雍正年間には、潑刺とした気風が生まれたが、それもただ古びた封建社会の旧例を手直すものでしかなく、旧体制より一步を踏み出すものではなかった。たとえ、世宗が熱心に臣下に君臣の誼を説いてテーブルについて会食をさせ、君臣は一体なのだという意思を示しても、笑われるのが落であった。

〔二〕官僚の任命と考課の際の要注意

世宗は言う。「昔から皇帝が天下を統治する際には、皆理財・用人を口にした。自分は思うに用人は理財よりも重要である。もし任用に人を得れば、どうして財政がうまくゆかず行政が滞ることがあるか¹⁷⁾」。政治を行う上では、先ず任用の際に「倫理に優れた」賢人を起用することであり、「人材の起用は、ただその人物が適任者かそうでないかを吟味すべきことに尽きる¹⁸⁾」というのが、世宗の吏治思想の一つの特色である。「世宗は」ただ官に適任者を起用し、その人が職責を尽すことだけを期待し、慣例にとらわれず、資格にとらわれなかった。総督・巡撫のような大官は、「府や県の低い官階の者でも、もし本当によく分った見解を持つ者であれば、省長に信任すべしと判断して推薦者のリストに加えた¹⁹⁾」。真面目に政治を行う官僚であれば、「知県から司道（つまり布政使・按察使及びその下僚の道台）、更には督・撫にまで推薦・抜擢できる人物は非常に多かった²⁰⁾」。〔世宗は〕「ただ規定の官階を跳びこえて昇進するだけではなく、又漢人であるか満人であるかも問題とすべきではない²¹⁾」とし、「およそ公正な心構えで誠実に職務に専念する者は、無名の官僚であっても必ず登用したが、私欲に長けて法を壊し政治を乱す者は、有名な官僚であっても必ず罷免した²²⁾」。世宗は、文・武官の履歴に目を通して、出世だけがギラつき、年令も大抵ごまかして記している者を発見した時には、「国家の用人はただその人の才能が行政の職責に勝えるか否かで判断すべきであり、もともと年令は問わない。もし行政に熟練した評判のよい人は、老令でも精神がシャンとしておれば、すぐに任用してもよいが、もし年は若くても、やる気のない者は任用できない²³⁾」と述べた。「世宗は」吏治を論ずる際に、抽象論を吐く儒者を嫌い、「吏治を論じないよ

うでは誠の文章とは言えない⁽²⁴⁾」とも述べた。「世宗は」地方官のポストが空白となって、もしそのポストに適材が得られない時は、吏部・兵部の毎月の選考に自分も参加して幾度となく検討を加えたのち、適任者が得られて始めて安心し、「君主たる者の仕事は、本当に表現できないほど難しいものだ⁽²⁵⁾」と述べた。

世宗は即位後、「隠れた素晴らしい才能をもつ」人材を発掘することを念頭におき、「急いで人材を掘り起した⁽²⁶⁾」と言ひ、「人材を捜し拔擢する方法については努力を惜しまず、例えば、現任官や科擧・学校出身の候補・候選の者を推薦させる度に、交互に選考して自分で面接し、人材起用の幅を広げて素晴らしい献策をさせよう」と願った。⁽²⁷⁾「彼は内外の大臣に呼びかけて、「人材を起用して国に奉行させよ⁽²⁸⁾」と人材に忠君の道を尽させようとしたが、朝廷が官僚選考の法典を手段にして、情実や恩顧で不正な取引をすることに反対した。一方「世宗は」
「未来への見通しがきき、仕事ができ、操守にすぐれた人が現われた時、はじめて推薦すべきであり、むやみに推薦してはならない⁽²⁹⁾」と述べた。他方、「世宗は」又人材の乏しいことを心配して、「英才は少くはないが、公務に忠実な者は又簡単には得られない。朕は人材の器量に随って使用するために、才能に応じて官職を授け、おもむろにその者が実績を上げるか否かを觀察するだけである⁽³⁰⁾」と述べた。「世宗は」人材にとって、その赴任地がふさわしくない場合、繁県から簡県へ横すべりさせて、人材を適所に鞍替えさせたが、「自分は」(ポストに人材を任命するだけの)「固定的方法を採用するだけではなく、人物を行政事務の程度に合うように配慮するのであり、これ以外には方法がないのだ⁽³¹⁾」と言うように、広く人材を捜し、あらゆる方法で人材を起用する精神を表明した。

この外、世宗が常日ごろ官吏を養成しようとする思想をもっていた点も注目される。田文鏡は河南巡撫に任命

された時、州県官に任命される前提である選考を待っている人材を各省に派遣して行政の実務を体験させ、吏治に役立たせてはどうでしょうかと奏請した。これに対して世宗は、「思うに昔から現在まで、中程度の人材は多いが、きわだって賢明な才能の持ち主は、おいそれとはお目にかかれないものだ。よって国を治めるには、人材を育成することが必要なのだ。〔又、人材を育成するには〕先ずもって風俗を厚くすることが要件となる」⁽³²⁾と述べた。つまり、風俗を正せば解決すべき道も見つかり、何も人材が輩出する必要はない、と考えていたのであるうか。朝廷がエリート官僚である翰林〔院庶吉士〕の選考を重視するのは、「天子を輔佐する人材をプールしておくためであつた。」⁽³³⁾河防総督を派遣するような場合は、ただ科挙出身者であるというだけではダメであり、有用の人物としては身体壮健で熱意があり、経験豊かな利害を知り悉している者が求められるが、「世宗も」「河防行政に熟練した官僚は、常日頃から養成しておかねばならない」⁽³⁴⁾と述べている。

封建統治の方法は、「要するに、全ては官僚を考課して民生を安定させることである。」⁽³⁵⁾「安民つまり民の再生産を保証することは、即ち税・役を軽減して、生産に希望をもたせるなどの譲歩した措置を講じて社会矛盾の緩和を図ることである。察吏、つまり賢人を昇進させて不肖の者を罷免することは、吏治を肅清して統治力を高めることである。世宗は、「昔から安民のためには察吏が必ず前提であり、これは一貫した方法である」⁽³⁶⁾とか、「統治を安泰にする技術は、ただ察吏だけにかかっており、私には二つの方法があるとは考えられない」⁽³⁷⁾と述べた。これは、統治の目標を達成するための便宜的方法ではあるけれども、確かに時弊〔を解決するため〕の核心に迫る方法であつた。

「察吏は厳しく手拔かりなくやるのが大切である」⁽³⁸⁾というのが世宗の吏治思想の一つの特色である。人材を

発掘して官に任用するには、大抵は広く輿論にたよるのであるが、ただし輿論にたよれば、上役にとり入るのが上手な役人が、その人材の虚像を実像の如く売り込むので、だまされる恐れがある。同時に察吏が、もしその地方の紳士や商人に人望があるか否かだけを根拠とすれば、又行なってもムダである。こうした官僚は仕事をさばつてのはほんとし、何もしないで責任転嫁することを安全な方法と心得え、保身に努めることを官界遊泳の技倆と心得ており、「その生き様は」時としては人々をまことに感服させがちであるが、これこそ所謂「徳のあるように見える偽善者は、徳を害するものだ。」⁽³⁹⁾ こうした情況下では、ある人物を仮採用して、その後の政績について、あらゆる階層から輿論を採り、且つ聴き取りや観察を行うことが大切であった。「高官の」保証付きで推薦されて官僚に任命された者は、皇帝に面接を受けた者であっても、後日「操行」が悪くなる恐れがあるが、保身に努めて、その場限りの仕事に終始することは許されないのである。「〔人材を官職に〕仮採用して、〔その者が〕職に応じた政績を上げることが出来ないならば、自然と速かに配置換えを行うべきである」というのは、職務を放置しながらポストだけは占める者が多くなり、後輩の昇進・補充される道が杜がれるのを防ぐためである。人材の起用が当たらない場合は、「ただちに朕の信任する重臣がそのことを指摘してもよい」⁽⁴¹⁾と世宗はのべた。世宗が腕によりをかけて選んだ人材が、「もし選ばれたことを鼻にかけて、人の請託を受け入れ、誠実に仕事に励まないならば、諸君ら〔重臣〕も、その人物を選ぶ際に関係したことより、故意に見逃したりした場合、弊害は一層ひどくなり、朕がその人物を任命した意図にも大いに背くことになるのだ」⁽⁴²⁾と、世宗はのべた。各省へ布政使・按察使が新たに赴任する時、世宗は大抵、その者が具申奏上を行うことを許し、次のように述べた。「各省は督・撫より以下、州県以上〔の官僚の〕評判の優劣について、知るところがあれば密かに上奏して

よろしい。その時点では、さほどの確実性がなくてもよろしい。朕が自分で実情については〔後でよく〕調査してみよう⁽⁴³⁾と。〔世宗は〕こうして地方官僚の政績を中央に報告させながら、他方では布・按官がどのような考えを持っているかを読み取ろうとした。以上によれば、世宗の察吏は、決して安っぽい同情で法規を緩めようとはせず、又「法は必ず執行するものである」⁽⁴⁴⁾という特色を持っていたことが分るのである。

察吏は厳しく手抜きなくやる、という世宗のやり方は、ささいな事まで徹底して捜し出し、弾劾や詳細な報告を行う者を能吏とみなすというものではなかった。〔世宗は〕「天下の人材は得難い。もし〔その官僚について〕苛酷なまでに粗探しをすれば、ささいなミスで一生を棒に振るものが少くない」⁽⁴⁵⁾と述べている。督・撫には、属官の優劣を評定して、能吏を進め無能者を罷免する等の重大な責任がある。世宗は、「能吏を昇進させる時、嫌疑を受けはしないかと恐れてはならず、無能者を罷免する時、怨みを買いはしないかと心配してはならない。」⁽⁴⁶⁾「もし能吏を知りながら言わないなら、それは隠し事をしたことになり、又無能者を知りながら黙っておれば、それは悪に与したことになる」⁽⁴⁶⁾と述べた。更めて〔世宗は〕は、まさに注意すべきことは「およそ督・撫たる者は、当然国家のために人材を惜しむべきであり、たとえ弾劾を行うにしても慎重を期すべきである。もし誤って一人の有能な官員をクビにすれば、その過ちは無能者を誤って推薦したよりもひどいものである」⁽⁴⁷⁾とものべた。これを要するに、能吏に遭えば当然これを保護すべきであり、並みの官僚にあえば当然これを指導援助すべきであり、無能な官僚に遭えば当然にこれを懲罰して罷免すべきであるが、「こういうやり方で〔上官が〕属官を監督考課する際に、〔上官が〕これらの点に無頓着であれば、人情・道理において救いようがない。」⁽⁴⁸⁾これによって、「察吏の方法では、公と明との両者の中、その一つを欠いてもいけないことがわかる。」⁽⁴⁹⁾

原註

(1) 趙翼『廿二史劄記』卷三十三。

(2) 『文史通義』内篇五十。

(3) (4) (5) (6) (10) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (25)

(26) (27) (28) (29) (32) (33) (34) (36) (40) (41) (44) (45) (46) (47) (48) (49) 『清世宗実録』

卷52、卷32、卷59、卷22、卷22、卷22、卷13、卷83、卷20、卷45、卷74、卷80、卷67、卷74、卷74、卷62、卷49、卷1、卷

56、卷1、卷54、卷53、卷12、卷137、卷55、卷59、卷7、卷32、卷94、卷12、卷71、卷94、卷71、卷91。

(7) (8) (9) (24) (30) (31) (35) (37) (38) (39) (42) (43) 『朱批御旨』第一冊、第二冊、第四十冊、

第三冊、第二冊、第四十冊、第二冊、第四十冊、第三十五冊、第一冊、第三冊、第四十冊。

(11) 蔣良騏『東華錄』卷二十九。

訳註

① 東洋史研究会編『雍正時代の研究』同朋舎、一九八六年。

② 拙稿「明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察」『九州大学東洋史論集』2、一九七四年。同「明末官評の出現過程」『九州大学東洋史論集』8、一九八〇年。同「明末窩訪の出現過程」『東洋学報』62-12号、一九八〇年。同「朝勤考察制度の創設」『九州大学東洋史論集』10、一九八二年。同「考察『八法』の形成過程(一)」「(二)」『九州大学東洋史論集』11、12(一九八三年)。同「明代の地方官ポストにおける身分制序列に関する一考察」『東洋史研究』44-1、一九八五年。

国連国際商取引法委員会の国際動産売買条約

——アメリカ・コモンローの立場から——

梶 山

（本学教授） 純

- 一 はじめに
- 二 国際動産売買条約制定の経緯
- 三 右条約の基本的内容
- 四 国際統一法の制定
- 五 結 語

一 はじめに

戦後、国際化の時代に対応して、社会主義国においても、西側諸国のハーグ統一売買法、ウィーン統一動産売買法（一九八〇年）とは別に、たとえば、ドイツ民主共和国（東独）において、国際経済契約法（Gesetz über internationale Wirtschaft）（一九七六年）が制定、施行されていることは既に紹介した（拙稿「ドイツ民主共和国の国際経済契約法」八幡大学論集第三四卷二号五六頁以下）。